

「阿波地美栄」新商品開発支援事業 一問一答

問1 この事業の目的を教えてください。

「阿波地美栄」を活用した新たな加工品（防災食・非常食・保存食及びペットフード等）の開発及び改良や認知度向上、販路開拓等に取り組む事業者を支援することにより、「阿波地美栄」の利活用の推進や販路拡大に繋げることを目的としています。

問2 なぜ、防災食・非常食・保存食、ペットフードを対象としているのですか？

令和3年度には、コロナ禍においても需要が堅調な家庭需要の開拓に向けた商品開発を支援しており、令和4年度は、新たな分野での需要開拓を進め、更なる阿波地美栄の利活用を推進するため、防災食・非常食・保存食、ペットフードを対象としています。

問3 防災食・非常食・保存食はどのようなものが対象になりますか？

缶詰、レトルト、冷凍などの加工品が対象になりますが、防災食・非常食・保存食であるため、缶詰では、賞味期限が2～3年、レトルト・冷凍食品等では、1年以上の賞味期限が必要と考えます。また、冷凍食品については、解凍後も、一定期間、常温又は冷蔵での保存が可能なソーセージ等が対象になると考えています。

問4 加工業者へ開発や製造を委託することかできますか？

本事業では、主体的に商品の企画・開発、製造、販売を行う事業主体を支援するものであるため、加工事業者との協働での商品開発の取組は対象になりますが、新商品の企画・開発・製造を加工業者に委託する場合は、本事業の対象になりません。

具体的には、加工事業者等からアドバイスを受ける際の謝金、旅費や加工事業者等の調理室・加工場を使用して商品開発・試作品の製造を行う場合の使用料、加工事業者が商品や試作品を製造する場合の原材料等は、支援の対象となります。

問5 事業費が上限50万円を超えた場合はどうなりますか？

本事業は、「阿波地美栄」を利用した新たな加工品の開発や改良、加工品のPRや販売促進、需要拡大の取組に係る経費を50万円を上限に、予算の範囲内で補助するものです。このため、事業費は、補助額（上限50万円）以上になると考えます。

また、本事業では、人件費、ガソリン代、事務所等の賃金等の経常的な経費や郵送代、電話代等の区分整理が困難な経費、仕入れに係る消費税は、補助対象外とするとともに、補助対象経費であっても、内容等により査定する場合があります。

問6 試作品や商品、パンフレットやポスター等は、どのくらい数量まで対象になりますか？

試作品や商品やパンフレット、ポスター等については、本事業の対象期間に実施する試食会や商談会、マルシェ等への出展等で必要となる最低数量又は製造に係る最低ロットまでが対象になります。

また、試食会や商談会等で試作品等の配布等を行う場合は、できる限り、アンケート等を実施してください。

なお、試作品等の製造や試食会・商談会等への出展に必要な機材のレンタル経費は対象になりますが、購入費用は対象になりません。